

生駒市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年4月12日

生駒市公平委員会委員長 吉田豊彦

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年9月生駒市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長部局の項中「特命監」を「特命監 専門官」に、「文書法制係長」を「法制係長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則別表第1の規定は、平成29年4月1日から適用する。